

# IV 精神保健班

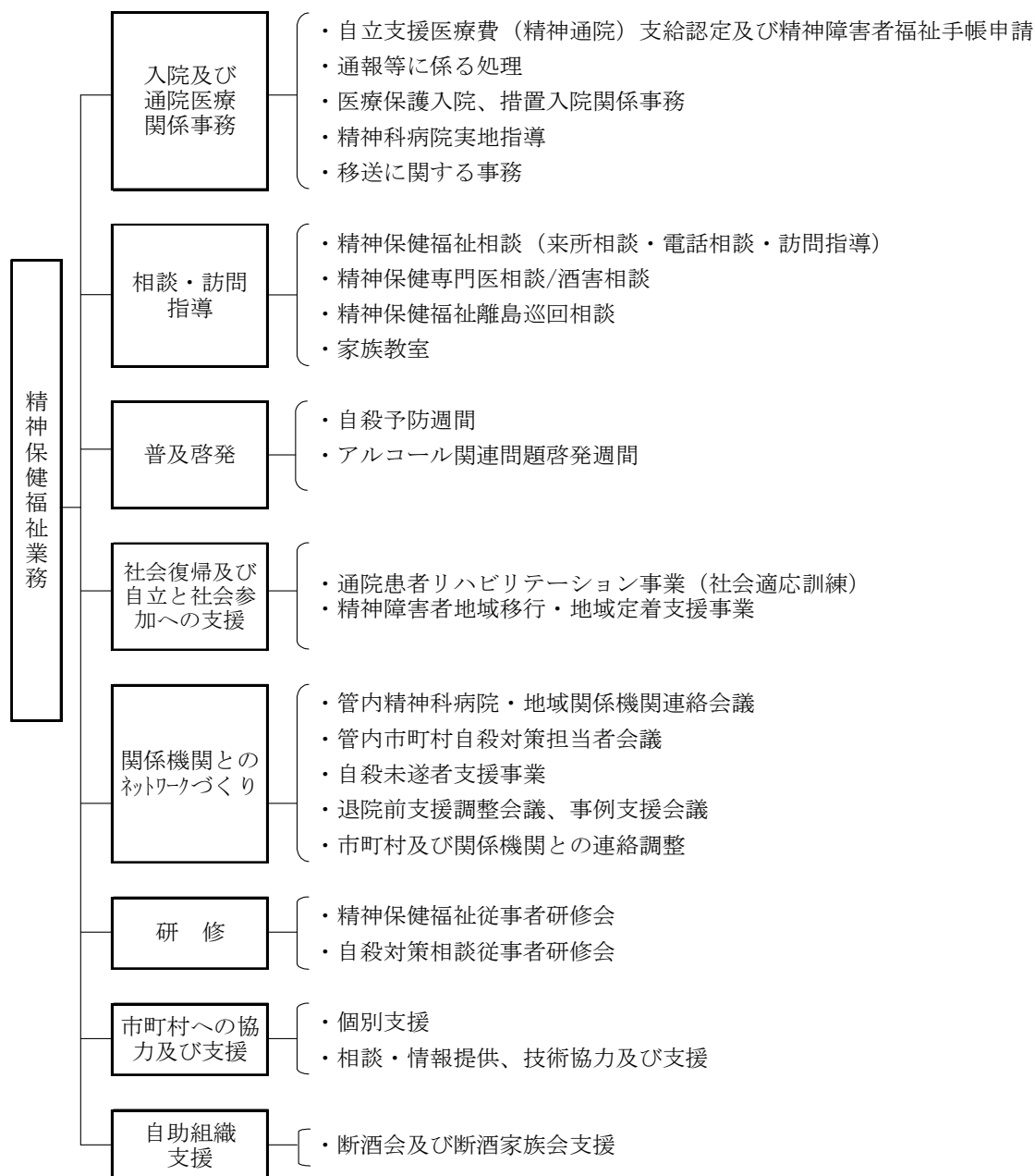
- 1 精神保健福祉事業
  - 1) 精神保健福祉法等に基づく業務
  - 2) 相談業務
  - 3) 普及啓発活動
  - 4) 社会復帰事業
  - 5) 関係機関とのネットワークづくり
  - 6) 精神保健福祉研修
  - 7) 自助組織支援

# 1 精神保健福祉事業

精神保健医療福祉施策は、「入院医療中心から地域生活中心へ」という大きな流れのもと展開されている。

当保健所では、「精神保健福祉法」、「障害者総合支援法」および「自殺対策基本法」に基づき、精神疾患の早期治療の促進並びに適正医療の提供や自立及び社会復帰と社会参加の促進を図るための下記の業務を行っている。

## 1) 精神保健福祉法等に基づく業務



(1) 自立支援医療費（精神通院）支給認定状況（障害者総合支援法第58条）

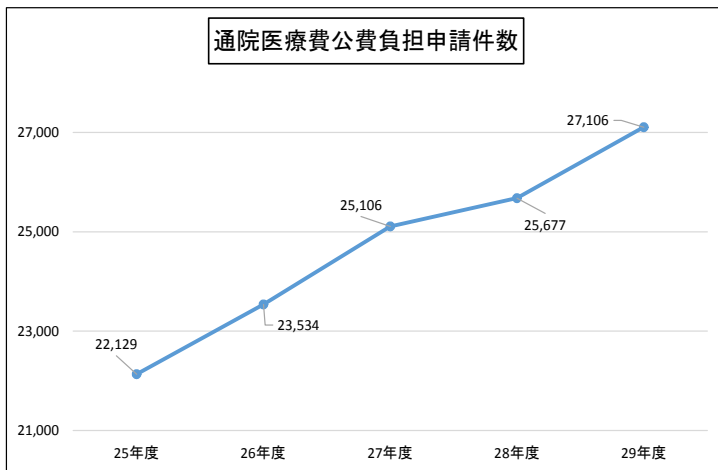
通院による医療を積極的にすすめ、適正な医療を普及するため、精神保健福祉法第32条に基づく通院医療費公費負担制度が実施されてきた。平成18年4月より「障害者自立支援法」(※1)が施行され、「自立支援医療費（精神通院）」へ移行した。自立支援医療費の9割は医療保険各法及び公費で負担され、1割は原則自己負担であるが、沖縄県では、復帰特別措置法に基づきその1割についても公費負担となっている。

(※1 平成25年4月「障害者総合支援法」施行)

表1 市町別・疾病分類別自立支援医療費（精神通院）支給認定者数 平成29年度

	F0 症状性を含む器質性精神障害					F1 よ精神作用物質使用による精神および行動の障害				F2 及統合失調症、統合失調症型障害	F3 気分（感情）障害	F4 害おおよび身体表現性障害	F5 神経症性障害、ストレス関連障害	F6 連した行動症候群	F7 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F8 成人のパーソナリティおよび行動の障害	F9 精神遅滞（知的障害）	F10 心理的発達の障害	F11 小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害	その他	計
	アルツハイマー型認知症	血管性認知症	その他の認知症	左記以外の器質性精神障害	左記以外の器質性精神障害	アルコール使用による精神及び行動の障害	覚せい剤による精神及び行動障害	精神作用物質使用による精神障害	アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神障害												
那覇市	1,167	628	88	236	215	378	321	25	32	2,936	3,621	766	16	29	61	595	108	818	1	10,496	
浦添市	337	190	21	60	66	80	73	2	5	946	1,058	172	2	5	15	273	52	307	2	3,249	
糸満市	169	75	10	26	58	89	75	9	5	508	484	102	2	4	12	108	19	175	2	1,674	
豊見城市	109	46	8	24	31	47	44	1	2	375	489	107	3	4	8	81	26	134	2	1,385	
南城市	108	54	11	18	25	32	27	2	3	369	299	61	2	0	18	85	16	134	0	1,124	
西原町	83	45	2	12	24	28	23	1	4	291	336	73	1	3	16	60	20	109	1	1,021	
与那原町	46	26	8	3	9	14	13	0	1	134	173	37	1	2	2	35	12	50	0	506	
南風原町	104	64	7	18	15	36	35	1	0	299	289	59	2	1	9	62	11	147	0	1,019	
久米島町	9	4	2	1	2	3	3	0	0	53	20	5	0	0	0	3	9	17	0	119	
八重瀬町	50	27	6	6	11	29	27	2	0	289	223	42	2	6	19	46	8	112	0	826	
渡嘉敷村	2	1	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	5	
座間味村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	6	2	0	0	1	0	0	1	0	12	
粟国村	4	0	2	0	2	1	1	0	0	8	4	1	0	0	0	0	0	3	0	21	
渡名喜村	2	1	0	1	0	0	0	0	0	4	2	1	0	0	0	0	0	2	0	11	
南大東村	14	11	0	2	1	0	0	0	0	10	0	1	0	0	0	1	0	0	0	26	
北大東村	3	0	0	3	0	1	1	0	0	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	13	
計	2,207	1,172	165	411	459	738	643	43	52	6,228	7,011	1,429	31	54	161	1,349	281	2,010	8	21,507	

表2 自立支援（精神通院）医療費公費負担申請総件数 新規・再認定



管内市町村で受け付けた「新規・再認定・変更」等の申請は、保健所へ進達され処理される。

過去5年間の申請件数推移を見てもわかるとおり、年1,000件ペースで増加している。

(2) 精神障害者保健福祉手帳交付状況（精神保健福祉法第45条）

精神障害者に対して各種の支援策を促進し、福祉の向上を図るため、平成7年の精神保健福祉法改正時に創設された制度である。有効期間は2年間で、更新することができる。

表2 市町別、等級別精神障害者保健福祉手帳交付件数 平成29年度

市町村	那覇市	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	久米島町	八重瀬町	渡嘉敷村	座間味村	栗国村	渡名喜村	南大東村	北大東村	計
1級	662	236	96	67	72	52	22	67	7	69	1	0	4	1	0	1	1,357
2級	1780	490	215	172	122	105	56	123	13	85	2	3	1	1	1	1	3,170
3級	516	137	78	64	30	42	22	31	3	20	0	1	0	2	0	0	946
計	2958	863	389	303	224	199	100	221	23	174	3	4	5	4	1	2	5,473

(3) 医療保護入院届出状況（精神保健福祉法第33条1項・3項・4項）

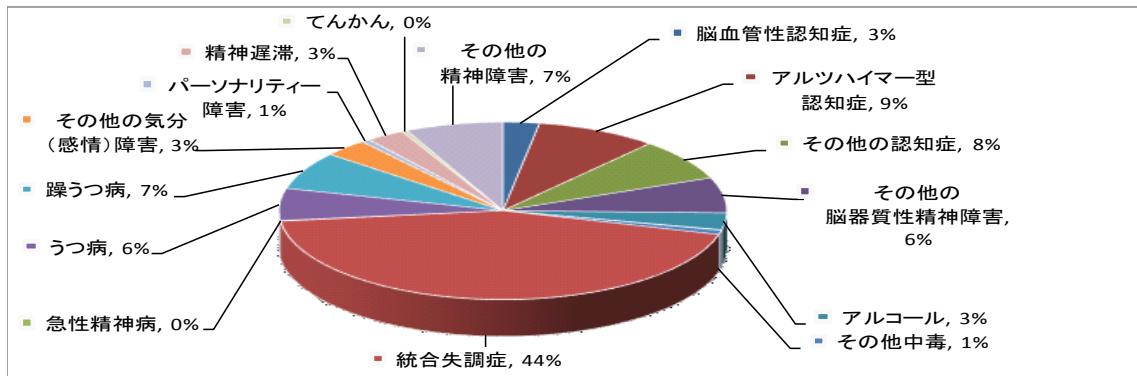
自傷他害のおそれはないが精神保健指定医等による診察の結果、医療及び保護のため入院が必要と認められた者について、本人の同意が得られない場合に家族等の同意により行う入院制度である。入院日から10日以内に知事への届出が必要。

表3 管内医療機関の疾病別医療保護入院届出数 平成29年度

件数	脳器質性精神障害				中毒性精神障害			統合失調症	急性精神病	うつ病	躁うつ病	その他の気分（感情）障害	パーソナリティ障害	精神遅滞	てんかん	その他の精神障害	合計
	脳血管性認知症	認知症	アルツハイマー型	その他の認知症	アルコール	覚醒剤	その他中毒										
30	100	87	74	35	1	9	501	1	67	79	37	7	32	4	81	1145	

平成28年度入院者1028人から117人増加。

図2 疾病別医療保護入院者割合 平成29年



統合失調症が全体の約半数(44%)を占める。

(4) 申請・通報・届出、措置診察等の状況

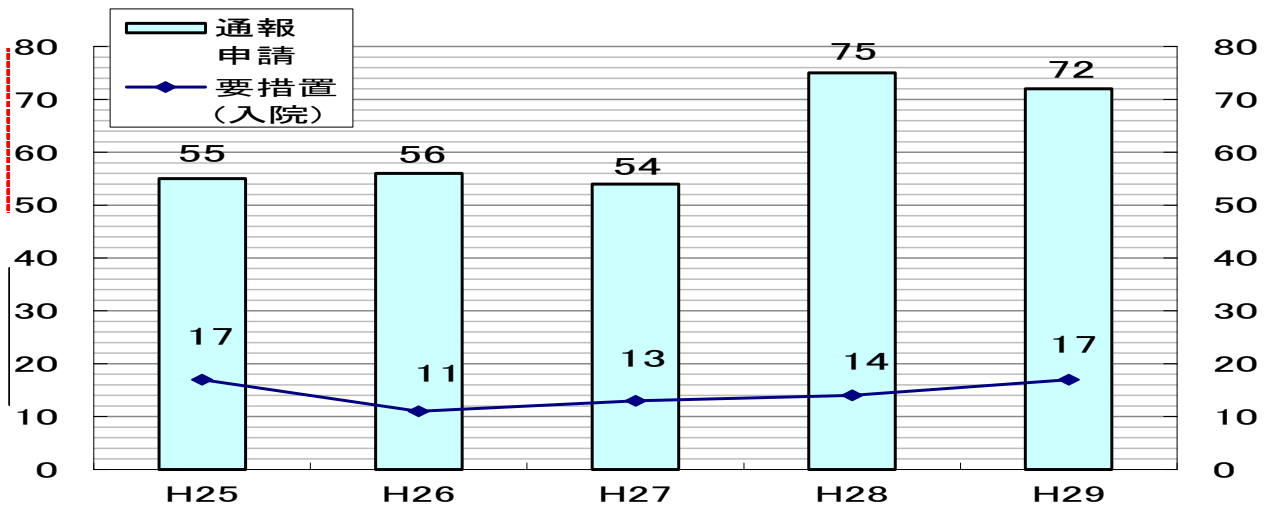
措置入院とは、その精神症状により入院させなければ「自傷他害」のおそれのある精神障害者（疑いのあるものを含む）に対して、知事の権限でなされる強制力を有する入院の形態で、いわゆる行政処分である。

一般人の申請、警察官の通報、精神病院管理者の届出等を受理し、調査のうえ診察の必要があると認めたものについて指定した精神保健指定医に診察させ、2人の指定医が入院措置の必要があると診断した場合に措置入院となる。

表4 年度別 申請・通報・届出・措置鑑定診察等の状況

事項 年度	届申 出請 等・ 件通 数報 ・	左の内訳				酌 酏 者 規 制 法 (法第7条)	認 め た 者 の 必 要 が な い 診 察	診察を受けた者	
		申 請 一 般 人 の (法第22条)	警 察 官 通 報 (法第23条)	届 出 管 理 者 の 精 神 病 院 (法第26条の2)	そ の 他 (法第27条第2項)			要 措 置 (法第29条)	措 置 不 要
平成25年度	55	1	54	0	0	33	17	5	
平成26年度	56	4	52	0	0	43	11	2	
平成27年度	54	0	53	1	0	40	13	1	
平成28年度	75	0	74	1	0	59	14	2	
平成29年度	72	5	67	0	0	52	17	3	

図3 申請・通報件数と措置入院者数の推移



平成29年度の通報・申請件数は、72件であった。

そのうち、要措置（入院）と判断されたのが17件となっている。

(5) 精神科病院実地指導（精神保健福祉法第38条の6）

目的：精神科病院の実施指導及び実施審査をすることで、よりよい精神医療と適切な管理運営を図り、精神保健福祉施策の推進と質の向上を目的とする。

概要：「沖縄県行政機関設置条例」第5条により当保健所の所管区域とされている市町村にある13病院に対し、平成29年9月～平成30年1月の期間で実施した。

主な指導項目（沖縄県精神科病院実地指導実施要領抜粋）

- ① 前年度の実施指導に対する改善状況について
- ② 精神科病院内の設備等について
- ③ 医療環境について
- ④ 精神保健指定医について
- ⑤ 指定病院について
- ⑥ 措置入院・医療保護入院・応急入院・任意入院について
- ⑦ 入院患者の通信面会について
- ⑧ 入院患者の隔離及び身体拘束について

2) 相談業務

(1) 来所相談・電話相談・家庭訪問（精神保健福祉法第47条・48条）

精神障害者本人や家族及び関係機関等からの相談内容は、医療機関への受診相談や在宅療養者及び回復途上者の自立・社会参加に向けた相談等であり、精神保健福祉相談員と保健師が対応している。

表5 相談状況

平成29年度(人)

	実人員	延人員								計
		老人 精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康 づくり	うつ	その他	
来所相談	98	0	2	37	0	0	24	-	89	152
電話相談		11	28	176	8	2	78	-	1,533	1,836
訪問指導	97	2	22	25	0	0	9	-	290	348

来所相談・電話相談・家庭訪問の「その他」は、医療中断者や未治療者の受診相談、在宅療養者の生活相談等が多い。

(2) 精神保健専門医相談（精神保健福祉法第47条）

目的：精神科医師による医学的判断や指導助言、適切な医療機関調整等を行い、精神障害者やその家族等が安心して生活できるようにする。

日時：毎月1回 第4水曜日 午後2時～4時（予約制）

場所：南部保健所 精神相談室又は訪問先等

方法：来所相談、家庭訪問

表6 精神保健専門医相談実施状況（人）

年度	実施回数	相談実人員	相談延人員	相談種別						相談内容			
				老人精神保健	アルコール	薬物	思春期	心の健康づくり	その他	受診の相談	病気の有無判断	対応について	その他
27年度	8	12	12	1	1	-	-	2	8	2	9	9	2
28年度	5	6	7	-	1	-	-	3	3	2	1	3	1
29年度	9	13	13	1	1	-	-	3	8	3	5	6	1

\* その他（未治療者、治療中断者、ひきこもり等）

### （3）酒害相談

アルコール関連問題で悩んでいた自分自身の体験をもとに断酒会会員が、飲酒者本人やご家族に対し、月1回相談に応じている。

表7 酒害相談実施状況（人）

年度	実施回数	相談実数（断酒会に繋がった人）	相談延数
27	2	2（1）	2
28	8	5（2）	8
29	6	5（4）	6

### （4）精神保健福祉離島巡回相談

目的：地理的条件などから治療中断や患者の潜在化がおりやすい離島町村で精神巡回相談を実施し、離島町村が患者及び家族生活を支援していけるように推進する。さらに、役場や診療所、本島の病院等の関係機関と連携を図り、精神保健福祉の充実を図る。

表8 離島巡回相談実施状況 平成29年度

町名	実施状況		相談（件数）		事例検討 件数
	回数	日数	来所	訪問	
久米島町	2	2	3	6	1
渡嘉敷村	2	2	1	3	1
座間味村	1	1	0	0	1
栗国村	1	2	0	5	1
渡名喜村	2	4	5	1	2
南大東村	0	0	0	0	0
北大東村	0	0	0	0	0
合計	8	11	9	15	6

### 3) 普及啓発活動

#### (1) 家族教室

「アルコール依存症家族教室」

目的：アルコール問題を抱える家族が、「アルコール依存症」について疾病の詳細およびアルコール依存症本人への対応を理解し、回復のために必要な医療機関や相談機関、自助グループ等の活用方法を学ぶ事ができる。また、家族同士の情報交換や交流を図ることで、回復のために何をしたらよいかを考える機会とする。

対象者：アルコール問題に困っている家族

場 所：南部保健所

表9

月 日	内 容	参加者
(第1回) 平成29年 8月1日	南部保健所におけるアルコール関連相談 講話「アルコール依存症とは」 講師 糸満晴明病院医師 平田雄三 氏 当事者体験談発表 発表者 しまじり断酒新生会 糸数義秋 氏 家族体験談発表 発表者 豊見城断酒家族会 大田房子 氏 交流会	15人
(第2回) 平成29年 10月31日	講話 「アルコール依存症とは？家族にできることは？」 講師 糸満晴明病院医師 平田雄三 氏 「コミュニケーションを練習する～相手に伝わる話し方のコツ ・CRAFTを活用して～」 講師 南部保健所保健師 交流会	18人

### 4) 社会復帰事業

#### (1) 通院患者リハビリテーション事業（社会適応訓練事業）

精神障害者を、協力事業所に一定期間通わせ、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等を養うことで、再発防止と社会復帰の促進を図ることを目的とする。

表10 通院患者リハビリテーション事業実施状況

平成29年度

協力事業所の業種別	訓練内容	訓練生		協力事業所	
		前期	後期	前期	後期
サービス業	バイクの整備	0	1	0	1
飲食店	清掃、仕出準備等	2	2	1	1
小売業	シール貼り、同梱物作り等	1	0	1	0
障害者福祉事業	事務補助	3	4	1	1
合 計		6	7	3	3
(実人数・件数)		8		3	



訓練生8名の内訳は、本事業の訓練継続が6名、状態悪化のため訓練中止が2名である。

## (2) 精神障害者地域移行・地域定着支援事業

平成24年度から相談支援の充実を図ることを目的に「地域相談支援」が新たに創設された。地域相談支援には、精神科病院や施設に長期間入院または入所している障害者に対し、地域生活に移行するための相談・支援を行う「地域移行支援」と、居宅において一人暮らしなどで生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時に相談・緊急訪問を行う「地域定着支援」がある。

地域相談支援の中で、特に精神障害者の退院を促進し、安定した地域生活を続けるための支援体制の充実と、保健・医療・福祉・行政機関相互の連携強化を図ることを目的に、「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を実施している。

表11 精神障害者地域移行・地域定着支援事業における出前講座実施状況

月 日	対象者	内 容	参加者
平成29年 11月2日	久田病院 職員・患者	・DVD視聴「地域で安心して生活するために」 ・院内の状況について ・地域移行・地域定着支援事業について	26名

## 5) 関係機関とのネットワークづくり

### (1) 管内精神障害者地域移行・地域定着事業連絡会議

目 的：管内市町村・医療機関・地域支援機関等が連携を強化し、長期入院精神障害者の地域移行を促進する。

日 時：平成29年9月26日（火）

場 所：南部保健所

内 容：障害福祉計画における地域移行・地域定着支援事業について  
県、管内の精神科入院・通院患者の現状について  
情報交換

参加者：30名

（精神科病院職員、市町村職員、県障害福祉課、南部県域コーディネーター）

### (2) 管内市町村自殺対策担当者会議

目 的：管内市町村の自殺対策担当者が情報共有し、連携することにより、効果的な自殺予防対策に取り組むことができる。

日 時：平成29年9月26日（火）

場 所：南部保健所

内 容：自殺総合対策について、自殺統計、保健所・管内市町村の取組み報告、  
意見交換

参加市町村数：8市町村 ※離島：北大東村参加

### (3) 管内自殺対策関係機関連絡会議

目的：管内救急告示病院、市町村、警察、消防等が一同に会し、自殺未遂者への対応及び効果的な連携支援を検討する。

日時：平成30年2月20日(火)

場所：南部保健所

内容：自殺対策の流れ、自殺統計、未遂者支援事業報告、意見交換

参加者：17人（構成委員数14）

### (4) 自殺未遂者支援事業

目的：自殺未遂者等や家族に対し適切な支援、再企図防止のため、管内救急告示病院、市町村と自殺未遂者支援ネットワーク構築を図る（浦添市、浦添総合病院との取組み）。

日時：第1回 平成29年10月10日（火）

第2回 平成29年12月27日（水）

場所：浦添総合病院

内容：事例報告検討（事例報告、支援事業流れ等の調整）

参加者：第1回：浦添総合病院（救急部、地域連携室等）、浦添市役所（健康づくり課）、南部保健所

第2回：浦添総合病院（救急部、地域連携室等）、浦添市役所（健康づくり課）、平安病院、南部保健所

## 6) 精神保健福祉研修会

### (1) 精神保健福祉従事者研修会 ～アルコール相談に自信が持てる～

目的：長期にわたり支援が求められるアルコール依存症の相談に従事する者が、相談の在り方や、家族へ適切な継続支援ができるよう、人材育成並びに資質向上を目的とする。

日時：平成29年9月7日（木）

場所：南部保健所

内容：講話およびグループワークによる事例検討

講師：独立行政法人国立病院機構琉球病院 医師 栗原 雄大 氏

看護師 山内 恵梨香 氏

精神保健福祉士 長友 亮 氏

対象：アルコール依存症の相談に従事する者（市町村、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域活動支援センター、社会福祉協議会等）

参加：42名

(2) 自殺対策相談従事者研修会

目的：相談従事者及び市町村職員が、地域住民を支援していく中で未遂者と出会う可能性があることに気付き、自殺未遂者への理解を深め、対象に応じた支援のあり方やリスク評価等を学び、未遂者支援に活かす事を目的に開催。

対象者：管内市町村保健師、生活保護担当、地域包括支援センター相談員、社会福祉協議会相談員、女性相談員、相談支援事業所相談員、地域活動支援センター相談員

場 所：南部保健所

表12

月 日	内 容	参加者
平成29年 11月20日	<p>テーマ：自殺未遂者の心理や基本的な対応（基礎編）</p> <p>内 容：</p> <p>1）南部管内の自殺未遂者の現状報告</p> <p>2）講話（自殺未遂者の心理と対応法、緊急度の評価、他機関との連携等）</p> <p>方 法：講話、ロールプレイ</p> <p>講 師：医療法人フェニックス 博愛病院 副理事長 精神科医 仲本譲</p>	22人
平成29年 12月8日	<p>テーマ：自殺未遂者への相談対応（実践編）</p> <p>内 容：</p> <p>1）自殺未遂者の心理や対応、評価等基礎知識の振り返り</p> <p>2）事例検討（対象に応じた支援の在り方）</p> <p>3）相談を受ける側のメンタルヘルスについて</p> <p>方 法：講話、事例検討（グループワーク）</p> <p>講 師：医療法人フェニックス 博愛病院 副理事長 精神科医 仲本譲</p>	12人

## 7) 自助組織支援

### (1) 断酒会・断酒家族会

お互いが体験談を語り合い、断酒を誓い継続するために共に支え合い、酒害者による酒害者のための自助グループである。酒害に関する啓発活動や酒害相談を自主的に実施している。

表14 管内断酒会開催状況

名 称	日時	時間	場 所
糸満清明病院断酒会	毎週月曜日	19:00～ 21:00	糸満清明病院
浦添断酒新生会			浦添市保健相談センター
しまじり断酒糸満例会			糸満市障がい者生活支援センター
豊見城南山支部	毎週水曜日		豊見城市金良58
しまじり断酒新生会	毎週木曜日		沖縄県南部保健所
南部断酒会	毎週金曜日		浦添市保健相談センター
浦添断酒会			豊見城市社会福祉センター
豊見城断酒会			休止中
久米島断酒会			休止中
栗国断酒会	月2回(火)	栗国総合福祉センター	
とよみ日曜昼例会	毎週日曜日	15:00～ 16:30	県立総合精神保健福祉センター

表15 管内断酒家族会開催状況

名 称	定例日	時 間	場 所
しまじり断酒新生家族会	毎月 第3日曜日	14:00～16:00	南部保健所
豊見城断酒家族会	毎月 第1日曜日	14:30～16:30	豊見城市社会福祉センター